

# JEAS 研修業務等規則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 本規則は、工業会 日本万引防止システム協会（以下「本協会」という。）が、JEAS 認定個人情報保護団体業務実施規程（以下「認定団体業務実施規程」という。）第4条第二号及び第8条第2項の規定並びに JEAS 苦情処理規則第4条の規定に基づき、対象事業者の個人情報等の適正な取扱いの確保に関する必要な業務等を規定することを目的として、認定団体業務実施規程第4条第三号の規定に基づき定めるものである。

### (対象事業者の個人情報等の適正な取扱いの確保に関する必要な業務)

第2条 本協会が対象事業者の個人情報等の適正な取扱いの確保を達成するために必要な業務は次の各号とする。

- 一 研修業務
- 二 情報の提供業務
- 三 その他必要な業務

## 第2章 実施体制及び業務内容

### (研修業務等)

第3条 研修の内容は本協会事務局カメラ画像安全利用推進委員会個人情報管理室（以下「管理室」という。）が立案等する。

2 研修は対象事業者に対し、年1回程度の研修を行うものとし、必要に応じ、外部有識者等に講演の依頼等をするものとし、個人情報等の適正な取扱いの確保に資する内容とする。

3 研修終了後、アンケート等を実施することにより、次回以降の研修の改善に資するものとする。

### (情報の提供業務等)

第4条 情報の提供業務の内容は管理室が立案等する。

2 情報の提供は対象事業者に対し、適宜実施するものとし、必要に応じ、外部有識者等の執筆等を依頼するものとし、個人情報等の適正な取扱いの確保に資する内容とする。

3 情報の提供に際し、アンケート等を実施することにより、今後の情報の提供内容等の改善に資するものとする。

(その他必要な業務等)

第5条 その他必要な業務の内容は、本規則第3条及び第4条並びに認定団体業務実施規程に規定する業務だけでは、対象事業者の個人情報等の適正な取扱いの確保が出来ない状況となった際に、管理室が立案等する。

2 その他必要な業務は外部有識者等の意見を徴収した上で、決定することができるものとする。

### 第3章 改廃

(本規則の改廃)

第6条

本規の改廃は、理事会の決議によるものとする。

附則

この規則は、本協会が個人情報の保護に関する法第47条第1項の規定に基づき、認定個人情報保護団体の認定を受けた日（令和2年9月30日）から施行する。

制定・改定日	改定箇所・理由	施行日
令和2年9月18日	制定	令和2年9月30日